福島県養育医療機関指定要綱

（趣旨）

第１条　県は、養育医療機関の指定について、母子保健法（昭和40年法律第 141号。以下「法」という。）及び母子保健法施行規則（昭和40年厚生省令第55号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところにより行う。

（指定養育医療機関の基準）

第２条　指定養育医療機関の具備すべき基準は、おおむね次のとおりとする。

（１）産科又は小児科を標ぼうしていること。

（２）独立した未熟児室を有すること。ただし、新生児室のみを有する場合は、壁等で明確に仕切り、新生児室と未熟児室に分けるか又は閉鎖式保育器を有すること。

 なお、未熟児室は、適度の高温、高湿を保ち得るものであること

（３）保育器、酸素吸入装置、その他未熟児医療に必要な器具を有すること。

　　保育器は、未熟児室がある場合は開放式・閉鎖式のいずれでもよいが、新生児室のみで未熟児室がない場合は閉鎖式であること。

（４）未熟児養育に習熟した医師及び看護師を適当数有すること。

（指定の申請）

第３条　法第２０条第５項及び規則第１０条の規定による知事（福島市にあっては、福島市長とする。以下同じ。）の指定を受けようとする病院若しくは診療所又は薬局の開設者は、指定養育医療機関指定申請書（様式第１号）を知事に提出しなければならない。

（届出）

第４条　指定養育医療機関の開設者は、指定事項に変更があった場合には、規則第１２条第１号の規定により、指定養育医療機関の指定事項変更届（様式第２号）を知事に提出しなければならない。

２　指定養育医療機関の開設者は、休止又は再開したときは、規則第１２条第２号の規定により、指定養育医療機関の休止又は再開届（様式第３号）を知事に提出しなければならない。

３　指定養育医療機関の開設者は、規則第１２条第３項の処分を受けたときは、その旨知事に届け出なければならない。

（指定辞退の申出）

第５条　指定養育医療機関の開設者は、指定を辞退しようとするときは、規則第１３条の規定により、指定養育医療機関の指定辞退申出書（様式第４号）により知事に申し出なければならない。

　　　附　則

１　この要綱は、平成25年12月17日から施行する。

附　則

１　この要綱は、平成30年４月1日から施行する。